

## 税情報の開示

# —EU 会計指令が迫る日本企業のディスクロージャー —課題—

中野 貴之  
法政大学

### 要 旨

どの国にいくらの税金を支払っているかという問題は、かねてより多国籍企業の「分配」の問題として捉えられてきた。多国籍企業が特定の国において活発に事業を展開し、かつ、多額の利益を獲得しているにも拘わらず、当該利益の大部分を相対的に軽課税の国々に移転し、税の負担額を過度に軽減しているとすれば、市民感情の悪化を招くことはもとより、当該事業活動拠点国の財政的基盤を脅かすことになる。とくに EU（欧州連合）は、多国籍企業の利益移転により税源が侵食されているとの問題意識を強めてきた。2021 年 12 月、EU はその対策の一環として法人所得税に関する国別報告書（Country-by-Country Report: CbCR）の開示を、連結売上高 7.5 億ユーロ（約 1,000 億円）以上の①域内企業、および、②域内に子会社・支店を有する域外企業に対して義務づけるべく、いわゆる会計指令（2013/34/EU）を改定した。②域外企業には日本企業も含まれるので、EU 圏内に子会社・支店を有する日本企業の多くは、遅くとも 2024 年 6 月 24 日以後開始の事業年度より CbCR の開示を義務づけられることになる。

ただし、CbCR には国別納税額のみならず収益性・生産性等に関する情報を含むとともに、報告単位は国別に細かく区分されている点で既存の地域別セグメント情報を凌駕する豊富な情報量を有し、伝統的な投資意思決定情報としての有用性も高いと見られる。本研究では、サステナビリティ情報と伝統的なディスクロージャー情報が交錯する状況に焦点を当てながら、日本企業による CbCR 開示の意義と課題について考察している。

## I はじめに

どの国にいくらの税金を支払っているかという問題は、かねてより多国籍企業の「分配」の問題として捉えられてきた。多国籍企業が特定の国において活発に事業を展開し、かつ、多額の利益を獲得しているにも拘わらず、仮に当該利益の大部分を相対的に軽減税の国々に移転し、税の負担額を過度に軽減しているとすれば、市民感情の悪化を招くことはもとより、当該事業活動拠点国の財政的基盤を脅かすことになる。

とくに EU（欧州連合）は、多国籍企業の利

益移転により税源が侵食されているとの問題意識を強めてきた。2021年12月、EUはその対策の一環として図表1の法人所得税に関する国別報告書（Country-by-Country Report: CbCR）の開示を、連結売上高7.5億ユーロ（約1,000億円）以上の①域内企業、および、②域内に子会社・支店を有する域外企業に対して義務づけるべく、いわゆる会計指令（2013/34/EU）を改定した。②域外企業には日本企業も含まれるので、EU圏内に子会社・支店を有する日本企業の多くは、遅くとも2024年6月24日以後開始の事業年度よりCbCRの開示を義務づけられることになる。

図表1 EU会計指令に基づく国別報告書（CbCR）

国または地域	事業活動の概要	従業員数	売上高	税引前損益	発生税額	実際納税額	利益剰余金
EU加盟国:							
ドイツ		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
フランス		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
ポーランド		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
ブラックリスト:							
英領ヴァージン諸島		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
グレーリスト:							
タイ		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
その他		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

（出所）角田・中野（2023a）【参考3】を参考に筆者作成。

CbCRは国別の納税額、換言すれば事業活動拠点国への「分配」の状況を可視化する報告書としてサステナビリティ情報の一種に位置づけられる。実際、一部の日本企業はサステナビリティ情報として国別納税額を自発的に開示している。

ただし、図表1のCbCRには国別納税額のみならず収益性・生産性等に関する情報を含むとともに、報告単位は国別に細かく区分されて

いる点で既存の地域別セグメント情報を凌駕する豊富な情報量を有し、伝統的な投資意思決定情報としての有用性も高いと見られる。たしかにCbCR開示の直接の目的は「税の透明性」ないしは「市民社会へのアカウンタビリティ」の確保というサステナビリティ情報の基調に沿うものであるが、そこには同時に、伝統的な投資家（conventional investor）にとっても有用な情報が含まれているのである。

情報はひとたび公表されれば利用者を制限することはできず、利用者にとって有用である限り制度設計の目的に拘わらず利用される公共財である。本研究ではサステナビリティ情報としての CbCR の意義および課題について考察することに止まらず、当該強制開示により、サステナビリティ情報と伝統的な投資意思決定情報が交錯する状況に焦点を当てる。

本研究の構成は、以下のとおりである。まず、IIにおいてサステナビリティ情報としての税情報の開示の意義について確認した上で、IIIでは EU が域内および域外企業に対して CbCR の強制開示を要求するに至った経緯について跡づける。続いてIVでは CbCR には伝統的な投資意思決定の観点から見ても影響力の大きい重要な情報が含まれていることを、CbCR と記載内容が類似する、わが国の所在地別セグメント情報の制度化および任意化の過程を振り返りながら考察する。またVでは、現在、日本企業は自発的なサステナビリティ開示として、納税方針および CbCR 等の税情報をどの程度開示しているかについての実態調査の結果を示す。最後にVIでは、本研究の考察結果をまとめるとともに、若干の展望を述べることにしたい。

## II サステナビリティ情報としての税情報の意義

### 1. サステナビリティ開示における税情報の位置づけ

2023年3月期決算以降、わが国の法定開示の主要媒体である有価証券報告書にサステナビリティに関する記載欄が設けられ、気候関連情報、人的資本および多様性等の開示が開始されている。ただし、サステナビリティとは ESG（環境、社会、ガバナンス）の要素を含む中長

期的な持続可能性を意味し<sup>(1)</sup>、自発的開示においてはこれらの項目に限らず ESG に関わる様々な事項について各社のマテリアリティに応じた開示が進展している。こうした中、税情報ないしは税の透明性に関する開示もサステナビリティ情報の一つとして自発的に行われるようになっている。

税の透明性とは、企業の納税方針・活動および国別の納税状況等を明らかにしている程度をいい、サステナビリティ開示基準および ESG 格付 (ESG rating) の評価上は、ESG のうち G (ガバナンス) の項目として位置づけられている (浜辺 [2023], pp. 34-35)。日本企業、とくに ESG 格付を意識している企業では GRI<sup>(2)</sup> (Global Reporting Initiative) 基準に沿って自発的開示を行っているケースが少なくないが、同基準には「税金」に関する規定がある。GRI の項目基準は①経済、②環境および③社会に区分され、「税金」(GRI 207) は腐敗防止等と並んで①経済に属する事項となっている。GRI は ESG という区分を採用していないものの、①経済は、ESG でいえば G (ガバナンス) の括りに近いといつてよいだろう。

GRI 207「税金」は、2019年に追加された比較的新しい規定である。同基準は、「207-1: 税務へのアプローチ」、「207-2: 税務ガバナンス、管理およびリスクマネジメント」、「207-3: 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処」ならびに「207-4: 国別の報告」によって構成されており、これらのうち 207-4 は EU 会計指令に基づく CbCR と同様に国別納税額等の報告について規定している。

一方、税の透明性は ESG 格付においても評価対象となっているケースがある。すなわち、FTSE (Financial Times Stock Exchange) Russell<sup>(3)</sup>は事業活動における潜在的な ESG リ

スク管理を評価する際、G（ガバナンス）に属する一項目として「税の透明性」を位置づけている。多国籍企業による租税回避への問題意識が強まる中、過度な租税回避は違法リスクを高め、進出国の市民感情を悪化させレピュテーション・リスクを高める懸念がある。これらのリスクが重要であるほど企業活動のサステナビリティを左右する問題となるので、当該リスクを可視化するために税の透明性に関する開示が要請されるようになっている。

ただし筆者は、税情報の開示はG（ガバナンス）のみならず、S（社会）の性格も併せ持つと考える。同情報は、投資家のみならず、地域・市民社会にとっても重要である。多国籍企業による納税は、進出国・地域への「分配」にほかならない<sup>4)</sup>。もし多国籍企業が特定の国において活発な事業活動を展開し多くのベネフィットを享受しておきながら、財政的負担にほとんど応じていないとすれば、そのあり方に対して地域・市民社会が声を上げるのは当然のことである。したがって税の透明性の開示は違法リスク、レピュテーション・リスク等を可視化するとともに、「市民社会へのアカウンタビリティ」を果たす役割も有しているといえる。

## 2. サステナブル投資におけるサステナビリティ情報の利用

税情報を含むサステナビリティ情報は、サステナブル投資に利用される情報である。GSIA [2020]によれば、サステナブル投資とは「ポートフォリオの構築・運用において、環境、社会およびガバナンス（ESG）要因を考慮する投資手法」をいい、主たる手法として以下の七つがあるとされている。

① ESG インテグレーション: 財務分析に ESG 要素を体系的かつ明示的に組み入れ

る。

- ② 企業へのエンゲージメントおよび株主提案: 企業との対話や議決権行使等を通じて、ESG 要因を考慮に入れた経営を要請していく。
- ③ 国際基準に基づくスクリーニング: 国連等の国際基準に基づく最低要件を満たしているか否かにより投資先のスクリーニングを行う。
- ④ ネガティブ・スクリーニング: 人権侵害、汚職等を行う企業を投資先から除外する。
- ⑤ ポジティブ・スクリーニング: ESG パフォーマンスに優れた企業を投資先に選定する。
- ⑥ テーマ別投資: 持続可能な農業等、環境・社会の問題解決に貢献する案件に投資する。
- ⑦ インパクト投資およびコミュニティ投資: インパクト投資は環境・社会にプラスのインパクトを及ぼす投資を行い、かつ、その効果の測定・報告を行う。コミュニティ投資は伝統的に十分なサービスを受けていない個人・地域社会に特別に資金提供を行うことなどを指す。

サステナブル投資は、これらの手法を組み合わせて行われるのが一般的である<sup>5)</sup>。GSIA [2020]は、欧州、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドおよび日本における上記手法の利用実態について調査しているが、1位は①ESG インテグレーション（投資総額25.20兆ドル）、2位は④ネガティブ・スクリーニング（同15.03兆ドル）、そして3位は②企業へのエンゲージメントおよび株主提案（同10.50兆ドル）で、全体の中でこれらに基づく投資額が抜きん出ている<sup>6)</sup>。

また、投資手法は国・地域により異なる傾向

がある。米国をはじめ欧州以外の国・地域は① ESG インテグレーションの採用が最も多く、投資リターン・リスクの推計に ESG 要因を考慮に入れた手法をとる傾向が強い。それに対して欧州は、②企業へのエンゲージメントおよび株主提案、③国際基準に基づくスクリーニング、④ネガティブ・スクリーニングの利用が相対的に多く、投資先に対して ESG の観点から改善を要請したり、あるいは、倫理性等に問題のある企業群を投資対象外とする戦略をとる傾向が強い<sup>(7)</sup>。

税情報は、上記手法が用いられる際の一要因として位置づけられる。税の透明性の程度が低ければ税務リスクは大きく、ESG インテグレーションあるいはネガティブ・スクリーニング等において不利に働くことになる。とくに EU の投資家は企業の倫理性等を重視し投資対象外とする傾向が強いので、税の透明性が確保されていない場合には投資対象外となるリスクがあるだろう。

ただし、企業の税務戦略は税務リスクの低下だけを目的とするものではない。たしかに過度な租税回避行動は抑制する必要があるが、納税額の適切な削減は ROE および投資家の利益の向上に資するので、投資家の要請事項となる。したがって、税務戦略においては税務リスクを抑えつつ納税額を適切に削減するという意味での最適行動が求められる<sup>(8)</sup>。税の透明性には当該税務戦略の明示も含まれる。

### Ⅲ EU 会計指令に基づく CbCR の一般開示<sup>(9)</sup>

#### 1. 税務当局への CbCR の提出義務化

Ⅱでは自発的なサステナビリティ情報としての税情報の意義について考察したが、今般、EU が CbCR の強制開示を決めたことにより、

税情報の開示は新たな局面を迎えている。ただし EU の決定は、自発的なサステナビリティ開示の進展というより、OECD（経済協力開発機構）の BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトの勧告に基づく税務当局への CbCR の提出義務化の延長線上に位置づけられるものである。そこで以下、当該提出義務化の経緯について確認する。

図表 1 の CbCR は多国籍企業による租税回避、とくに軽課税国への利益移転による税源浸食への対抗策として税の透明性を確保するために作成される報告書である。2016 年度以降、日本を含む世界中の国々において一定の要件を満たす企業群は CbCR を各国の税務当局に提出している。これは BEPS プロジェクトの勧告（行動計画 13「多国籍企業の企業情報の文書化」）（OECD [2015]）に基づくものであって、連結売上高が 7.5 億ユーロ（約 1,000 億円）を超える場合、親会社は自国の税務当局に対して CbCR の提出義務を負う<sup>(10)</sup>。

当該制度には、重要な点が二点ある。第一は、各国の税務当局は国内外の企業、換言すれば世界中の国々の企業の CbCR を租税条約等に基づく自動的情報交換により入手できる点である。たとえば親会社が A 国に所在し、その子会社が B 国・C 国に所在するとき、当該親会社は A 国の税務当局に（親会社・子会社を網羅した）CbCR を提出するが、B 国・C 国の税務当局も要求しさえすれば、当該 CbCR を入手可能である<sup>(11)</sup>。BEPS プロジェクトは多国籍企業の租税回避に国際協調により対抗することを企図しているが、各国の税務当局が国内外の CbCR を自動的に入手できる仕組みが構築されている。2016 年度以降、税務当局にとって多国籍企業の税務行動に関する情報入手能力が向上したことは明白である。

第二は、企業は非公開、すなわち税務当局し

か利用しないことを前提として CbCR を提出している点である。CbCR はセグメント情報の一種といえるが、財務諸表注記における公表セグメント情報に比べ、セグメンテーションは国別に細かく区分されており、国別の採算状況、生産性の相違をはじめ企業の競争優位性を示す機密情報を豊富に含んでいるので、もし同情報が漏洩すれば、機密情報が流出し競争上の不利益が起きかねないとの懸念を持つ企業が多かった。BEPS プロジェクトはこの点に配慮し、非公開を前提に CbCR の提出義務化を勧告している (Joshi [2020], 角田 [2021])。本研究では、こうして非公開を前提に税務当局に提出される CbCR を、「Private CbCR」と呼ぶことにする。

なお、Private CbCR の提出義務化は、EU 圏内の適用企業群の税務行動に一定の影響を及ぼしていることを示唆する証拠が報告されている。Joshi [2020] は、Private CbCR の提出義務化後、EU 域内の多国籍企業が租税回避および利益移転行動を抑制したか否かについて検証した結果、同義務化後、適用企業の実効税率が 1-2% 上昇したことを示す頑健な証拠と、利益移転行動の抑制を示す限定的な証拠を得た。一方、De Simone and Olbert [2022] は、同義務化後、多国籍企業は欧州内の軽課税国 (スイス、キプロス、アイルランド、ルクセンブルグ、マルタおよびオランダ等) において資本投資、労務費の支出を増額するなど、利益移転ではなく、むしろ経営の実体を軽課税国に移転するように行動変容したことを示唆する証拠を提示している。

## 2. EU 会計指令に基づく CbCR の一般開示

上述のとおり、BEPS プロジェクトは CbCR の情報が漏洩すれば競争上の不利益が生じか

ねないとする企業側の懸念に配慮し、非公開を前提に税務当局への CbCR の提出義務化の勧告を行い、同制度化に至っている。

ところが、EU においては当該 Private CbCR の制度化の当初からその一般開示を目指す動きが起きていた<sup>(12)</sup>。Private CbCR の提出は 2016 年度に開始されているが、EU では早くも 2016 年 4 月には CbCR の一般開示を義務づける提案が行われている。加盟国の意見は一律ではなく審議は難航したものの、欧州議会は、最終的に 2021 年 9 月に CbCR の一般開示を義務化すべく会計指令 (2013/34/EU) の改定を承認し、加盟国は遅くとも 2024 年 6 月 24 日以後開始の事業年度より適用することになった。本研究では、こうして一般開示される CbCR を「Public CbCR」と呼ぶことにする。

Public CbCR は、すでに税務当局向けに作成済みの Private CbCR を、広く一般にも公表するという発想に立脚していると考えられる。その理由は、適用対象を決める企業規模の閾値が、Private CbCR と Public CbCR で同一になっているからである。Private CbCR は連結売上高 7.5 億ユーロ (約 1,000 億円) を超える場合に親会社が作成・提出義務を負うが、Public CbCR の適用対象も同一であって、Private CbCR を作成していない企業が新たに作成・開示を求められることはない。つまり Public CbCR とは、Private CbCR の作成・提出義務を負う企業に対して、その公表をも義務づけるという制度設計になっているのである。

こうして Public CbCR を Private CbCR の一般開示化と理解すれば、EU が域内企業のみならず、日本を含む域外企業に対しても一律に開示を義務づける意図も理解しうる。Private CbCR の下、EU の税務当局は自動的情報交換により域内・域外の CbCR を自動的に入手できている。Private CbCR の一般開示化とは、こ

れまで税務当局が独占してきた域内・域外の CbCR の利用権限を、投資家をはじめ財務情報利用者一般に広く拡張することを意味するはずであるので、かかる論理によるかぎり、EU の域内・域外を問わず、利用者が世界中の国々の CbCR を利用できる状態にする必要がある。仮に強制開示の対象が域内企業に限定されれば、利用者は税務当局が利用可能な CbCR のうち域内提出分しか利用できず、税務当局が独占的に利用している CbCR を完全に一般開示化したことにはならない。域内・域外企業双方に一般開示が義務づけられてはじめて、利用者は税務当局が入手しているのと同等の情報を得るという状態に至るわけである。

## IV 日本における経験—所在地別セグメント情報の制度化および任意化

### 1. セグメント会計基準

ただし、域外企業、たとえば日本企業が全般の EU の決定に唐突感や違和感を覚えるのは当然だろう。なぜなら今回の決定に EU 以外の国々は全く関与しておらず、EU の決定を鵜呑みする構図となっているからである。加えて CbCR はセグメント情報の一種といえるが、EU の決定により既存の公表セグメント情報以上に詳しい報告書の公表が義務づけられる点も唐突感や違和感を覚えるはずである。

図表 2 所在地別セグメント情報（2011 年以降任意化）

	日本	北米	欧州	アジア	計	消去又は全社	連結
I. 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	—	XXX
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	(XXX)	—
計	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	(XXX)	XXX
営業費用	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	(XXX)	XXX
営業利益又は営業損失(△)	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	(XXX)	XXX
II. 資産	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

（出所）有価証券報告書の開示事例に基づき筆者作成。

わが国の会計基準設定史上、セグメント会計基準、とくに図表 2 の所在地別セグメント情報は最も難航を極めた主題の一つである。記載内容を見る限り、所在地別セグメント情報は、「CbCR の簡易版」と捉えてもよいかもしれない。なぜ同会計基準の設定は難航を極めたのか。ここでは CbCR の一般開示の意義および課題への理解を深めるため、CbCR と記載内容が類似する、所在地別セグメント情報の制度化<sup>(13)</sup> および任意化の経緯について考察することにしたい。

わが国のセグメント情報の会計制度は「第一期会計基準」（1991 年～2010 年）と「第二期

会計基準」（2011 年以降）の各適用期間に大別しうる。第一期会計基準の設定は、1980 年代後半に米国が日本に資本市場を含む市場開放を求める中で、セグメント情報の制度化を要求してきたことに端を発している。大蔵省企業会計審議会は 1988 年 5 月に「セグメント情報の開示に関する意見書」を公表し、1991 年 3 月期決算以降、「事業の種類別セグメント情報」と「在外売上高」の開示を制度化したものの、「所在地別セグメント情報」、とくに所在地別損益の制度化は産業界の反対が強く、制度化に至らなかった。

この点につき、当時、企業会計審議会会長で

あった新井清光教授は、「所在地別セグメント情報の開示について（とくにその開示の影響—ダンピング、移転価格税制などの問題—をめぐって）企業側がかなりナーバスであったこと」（新井 [1988]）を強制開示の対象を在外売上高にとどめた一因として指摘している。同じく新井教授は「海外での損益が明らかになると、ダンピング課税や移転価格税制など貿易摩擦を加速させる恐れがある」（日本経済新聞朝刊 1988 年 10 月 12 日, p.15）と指摘している。

これは、当時、日本企業が日米貿易において多額の利益を獲得する中、その損益・収益性を開示することは米国の税務当局による追徴課税、あるいは、米国の世論を背景とした政治動向等に影響を及ぼしかねず、日本の産業界にはこうした影響を回避したいとの思惑があったことを示唆している。以上は、所在地別ないしは国別損益の開示はいかに影響が大きいかを物語る史実といえよう。

**図表 3 既存の地域別セグメント情報：地域に関する情報**

(1) 売上高

日本	北米	欧州	アジア
XXX	XXX	XXX	XXX

(2) 有形固定資産

日本	北米	欧州	アジア
XXX	XXX	XXX	XXX

(出所) 有価証券報告書の開示事例に基づき筆者作成。

第一期会計基準の設定は上記の 1988 年の意見書の公表をもって完了したわけではなく、その後、1998 年まで開示水準を徐々に引き上げていく、段階的導入の措置がとられた結果、所在地別セグメント情報の開示は 1998 年以降強制化された<sup>(14)</sup>。一方、2000 年代後半にセグメント会計基準は国際的コンバージェンスの対象とされた結果、2011 年以降、マネジメント・アプローチに基づく第二期会計基準が導入され、今日に至っている。第二期会計基準の下では地域に関する情報として図表 3 の売上高および有形固定資産の開示が強制化されるに止まり、図表 2 の所在地別セグメント情報の開示は事実上任意化されている。

こうした状況下、EU 会計指令により、一定の企業群は、2025 年以降、国別損益を含む

CbCR の開示を要求されることになったわけである。

## 2. 開示率の推移

図表 4 は、日本の上場企業<sup>(15)</sup>による地域別売上高および所在地別損益（所在地別セグメント情報）の開示率の推移を示している。所在地別損益の開示率は、第一期会計基準の適用期間を通じて年々上昇し最終年度の 2010 年には 39.03%に達した。これは、2000 年代を通じて海外事業の比重が全般的に高まったことを示している。ところが、第二期会計基準適用初年度の 2011 年には、同開示率は 11.56%と前年の約 1/4 の水準まで急落している。これは、第二期会計基準により所在地別損益の開示が任意化されたことを受け、約 3/4 の企業群が同開示

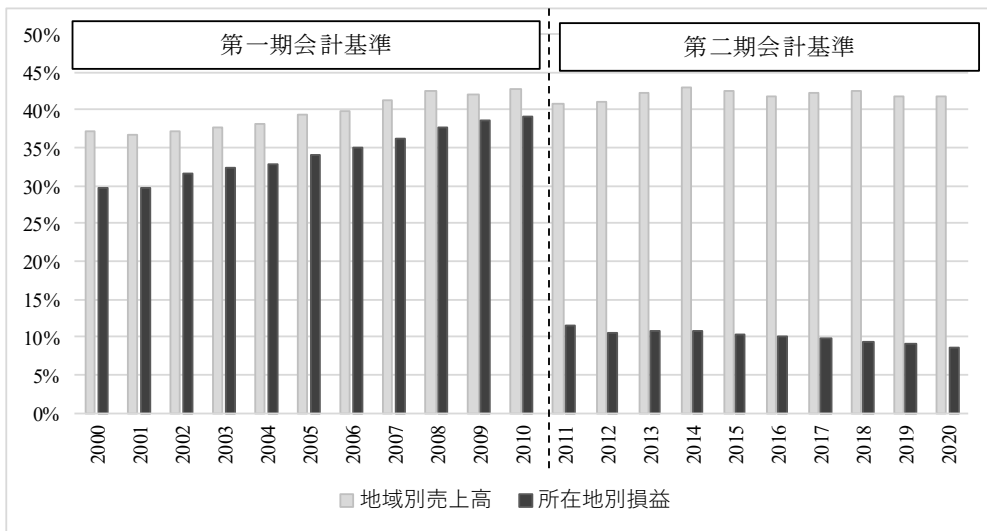


を取り止めたことを意味する。2012 年以降も同開示率は微減し続け、2020 年には 8.61%（2020 年の観測値 1,684 社のうち 145 社）にまで低下している。

一方、地域別売上高の開示率<sup>(16)</sup>は、2000 年代後半以降、第一期および第二期会計基準の適用期間を通じて 40%前後で推移しているの、日本企業の海外事業の比重自体は大きくは変

化していない。こうしてみると、日本企業の海外事業の比重は依然として大きいものの、その業績開示は売上高に止まり、損益を開示する企業は少数に止まるというのが 2011 年以降の開示傾向である。かかる傾向は、所在地別ないしは国別の損益の開示に抵抗感を覚える経営者が非常に多いことを示唆している<sup>(17)</sup>。

図表 4 地域別売上高および所在地別損益の開示率



(注) 地域別売上高の開示率は、2010 年以前は「海外売上高」、2011 年以降は「地域に関する情報」の売上高を開示する企業の割合である。所在地別損益の開示率は、2010 年以前は所在地別セグメント情報において営業損益を開示する企業の割合、2011 年以降は事業セグメントにおいて地域別区分を採用しかつ利益・損失を開示する企業の割合である。

(出所) 中野 (2023)

### 3. 開示コスト

セグメント情報は企業活動や経営者の行動を詳しく伝えるので、経営者にとってベネフィットを上回るコストが生じることが学術研究上指摘されてきた<sup>(18)</sup>。開示コストの第一はプロプライエタリー・コストであって、セグメント開示を通じて高収益事業の存在が明らかになると、競合企業の参入を促し競争激化により

収益性の低下を招きかねず、この場合、経営者および株主等は同セグメント開示を控える動機をもつ（プロプライエタリー・コスト仮説）（Hayes and Lundholm [1996]；Harris [1998]）。第二はエージェンシー・コストであって、セグメント開示を通じて低収益事業の存在が明らかになると、経営者の地位や利権等が脅かされる懸念が生じるので、この場合も経営

者はセグメント開示を控える動機をもつ（エージェンシー・コスト仮説）（Berger and Hann [2007]）。

第二期会計基準の下、日本企業は海外事業の損益の状況を十分に開示していないが、Public CbCR を通じて特定の国の利益率が高い（低い）ことが明らかになると、競合企業が参入し超過利益が減少する（投資家・アナリスト等から事業の撤退を求められる）可能性がある。加えて、Public CbCR を通じて国別の納税状況あるいは利益分配の状況が開示され、仮に投資家、顧客・消費者、地域住民および NGO（非政府組織）から当該納税や分配が不適切であると反感を買くと、企業のレピュテーションを損ない、ひいては企業価値を毀損する恐れがある。特定の情報開示によりレピュテーションが損なわれるコストをレピュテーション・コストというが、Public CbCR の強制開示により同コストの発生も懸念されるだろう。Public CbCR は以上の開示コスト、すなわちプロプライエタリー・コスト、エージェンシー・コストおよびレピュテーション・コストの増大をもたらす可能性がある。

## V 税情報の自発的開示の実態

### 1. 調査方法

ただし、EU 会計指令に基づく Public CbCR と同様の情報が自発的なサステナビリティ情報としてすでに開示されているのであれば、同強制開示の影響は小さいだろう。かかる問題意識に基づき、本研究では自発的な税情報の開示、とくに Public CbCR に含まれる情報がどの程度開示されているかについて調査する。

①東京証券取引所プライム市場に上場する、2022年3月～2023年2月期決算企業（金融業は除く）であること、②会計期間は12ヶ月で

あること、③連結売上高は1,000億円以上、かつ、海外売上高比率は25%以上であること、という条件を満たす383社を調査対象企業として選択した。これらのうち③の条件は、Private CbCR の提出義務は連結売上高が1,000億円以上の企業に限定されること、また海外事業の比重が大きい企業ほど Public CbCR は重要な情報となることを考慮し設けている。当該調査対象企業の業種は、電気機器（67社、17.5%）、化学（52社、13.6%）、機械（42社、11.0%）、商社（36社、9.4%）および自動車（34社、8.9%）が上位5位を占め、全体の60%を占めている。これらの業種は、日本企業の中でもグローバル事業の重要性が大きいといえるだろう。

調査事項は、以下のとおりである。

1. 各社の公式 Web サイトを閲覧し、(a)税務方針、および、(b)地域別・国別納税報告の有無を調べた。
2. 地域別・国別納税報告については、開示期間、開示データの源泉、セグメンテーションの方法およびセグメント数、ならびに、開示項目を調べた。

### 2. 調査結果1：開示の有無

以下、調査結果である。図表5は、税務情報の開示有無に関する調査結果である。ここで税務情報とは、(a)税務方針と、(b)地域別・国別納税報告を指している。

まず、(a)税務方針を開示する企業の割合は43.3%であり、調査対象企業における開示率は半数弱に止まる。税務方針とは税務ガバナンス・方針等の文書をいうが、当該記載内容は一様ではなく、詳細に記載しているケースもあれば、ごく簡潔な記述に止めているケースもあり、多様である。

一方、(b)地域別・国別納税報告の調査は、

Public CbCR に含まれる情報が現状においてどの程度開示されているかを特定することを目的としているが、そもそも地域別・国別納税報告を行っているのは7.6%(サンプル企業383

社のうち29社)に止まる。Public CbCRの強制は目前に迫っているが、地域別・国別納税額を報告している企業自体がごく少数に止まっている。

図表5 税務情報の開示有無

	開示		合計
	あり	なし	
(a)税務方針	166 43.3%	217 56.7%	383 100.0%
(b)地域別・国別納税報告	29 7.6%	354 92.4%	383 100.0%

(注) 上段は観測数、下段は比率である。

### 3. 調査結果2：地域別・国別納税報告

告する、上記29社の開示内容に関する調査結果である。

続いて図表6は、地域別・国別納税額等を報

図表6 地域別・国別納税報告

Panel A: 開示期間

	観測数	比率
1. 単年度	20	69.0%
2. 複数年度	9	31.0%
	29	100.0%

Panel B: 開示データの源泉

	観測数	比率
1. 税務当局向けCbCR	9	31.0%
2. 連結財務諸表	2	6.9%
3. 記載なし	18	62.1%
	29	100.0%

Panel C: セグメンテーション

区分方法	観測数	比率	セグメント数 (Seg N)						
			平均値	標準偏差	パーセンタイル				
					p1	p25	中位数	p75	p99
1. 主に国別	10	34.5%	14.9	10.8	3.0	4.0	15.5	16.0	38.0
2. 主に地域別	10	34.5%	4.5	0.9	3.0	4.0	4.5	5.0	6.0
3. 国内/国外	9	31.0%	2.0	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

## Panel D: 開示項目

n = 29	開示企業数	開示率
1. 売上高・収益額	9	31.0%
2. 税引前当期利益	9	31.0%
3. 納税額	29	100.0%
4. 発生税額	9	31.0%
5. 従業員数	9	31.0%

まず、Panel Aは「開示期間」に関する結果であるが、地域別・国別納税額等を複数年分開示する企業は31.0%（9社）に止まり、69.0%（20社）は1年分しか開示していない。なお、表には示していないが、連結財務諸表と地域別・国別納税額等の会計年度が一致していないケースもあった。

Panel Bは、「開示データの源泉」に関する結果であるが、「1. 税務当局向けCbCR」を源泉としていることを明示する企業は31.0%（9社）である。上述のとおりPublicCbCRは、税務当局向けに作成済みのPrivateCbCRのデータを公表するものであるが、PrivateCbCRをデータ源泉としていると明記する企業はごく少数に止まっている。

Panel Cは、「セグメンテーション」に関する結果であるが、まず「1. 主に国別」区分採用企業は34.5%（10社）である。PublicCbCRは国別報告書という呼称のとおり主に国別に区分した報告書であるが、国別に区分する企業は現状では少ない。この他、「2. 主に地域別」区分採用企業は34.5%（10社）、「3. 国内／国外」の2区分採用企業は31.0%（9社）となっている。また、セグメント数（*Seg\_M*）の統計量に注目すると、「1. 主に国別」区分採用企業の平均値（中位数）は14.9（15.5）と多数の国々における納税額等を報告しているが、それ以外

は2～4.5程度に集計単位を集約して報告していることを確認できる。

最後にPanel Dは、「開示項目」に関する結果である。「3. 納税額」以外の売上高、税引前当期利益、発生税額および従業員等を開示している企業は31.0%（9社）に止まり、7割弱は「3. 納税額」しか開示していない。図表1のPublicCbCRに含まれている情報の多くは、現状ではほとんど開示されていない。

ここでは、自発的なサステナビリティ開示としての税情報の開示に関する調査結果について見てきたが、現状においては、税務方針を含めた税情報の開示自体が必ずしも一般的に行われているとはいえない上に、地域別・国別納税額等の開示率は調査対象企業の7.6%に止まっている。また、地域別・国別納税額の開示を行っている企業についても、国別区分あるいは納税額以外の項目を開示する企業は調査対象企業のうち10社程度である。以上の状況を踏まえると、PublicCbCRの強制開示に伴い日本企業の多くはグローバル事業の業績について新たな情報の開示を求められることになるといえる。

## VI おわりに

本研究では、サステナビリティ開示としての

税情報の開示、とくに EU が域内・域外双方の企業に強制化することを決めた Public CbCR の意義と課題について考察してきた。

サステナビリティとは ESG（環境、社会、ガバナンス）の要素を含む中長期的な持続可能性を意味し、自発的開示においては ESG に関わる様々な事項について各社のマテリアリティに応じた開示が進展している。税情報ないしは税の透明性に関する開示はサステナビリティ開示基準および ESG 格付上は G（ガバナンス）の項目として位置づけられ、税の透明性が低い場合には税務リスクがあるとしてサステナビリティ投資において不利に働くことになる。したがって税情報の自発的開示は税務リスクが低いことを自ら示し、サステナブル投資に対する負の影響を抑制することを動機として行われるものである。

一方、EU 会計指令に基づく Public CbCR は、2016 年度以降税務当局に提出されている Private CbCR を、一般に開示することを意図したものである。それは、すでに作成済の Private CbCR を、一般に開示するという発想に根差している。こうした EU の決定により、税情報の開示は世界的に一気に進展すると見込まれ、EU のルール・メーカーとしての存在感が浮き彫りになった出来事といえる。

現在、日本企業において、Public CbCR に含まれる情報、とくに国別・地域別損益情報を開示している企業は少数に止まる。まず、公表セグメント情報として、所在地別損益を開示している企業は 10%弱である。また本研究では、税情報の自発的開示の実態調査を行ったが、地域別・国別納税報告の開示率は 7.6%（29 社／調査対象企業 383 社）に止まり、しかもこのうちの約 7 割（20 社）は納税額しか報告しておらず、Public CbCR と同じく国別・地域別の売上高・収益額、税引前当期利益、発生税額および

従業員数を報告している企業は 9 社に止まるという結果であった。こうしてみると、日本企業の多くは、2025 年以降、現在は開示していない、国別の損益額等の情報を新たに開示することを余儀なくされる状況にある。

所在地別セグメント情報の制度化および任意化の経緯を振り返りながら考察したように、国別・地域別損益等の開示に対して日本企業は神経を尖らせてきた経緯がある。EU 会計指令に基づく Public CbCR により、日本企業は、2025 年以降、国別損益等を開示することになるが、過去の経験に照らせば、サステナビリティ開示としての税情報の開示という枠を超えて、ディスクロージャー上の重要な課題として浮上してくる可能性がある。日本企業においては、同開示によりいかなる影響が生じるか、またいかなる対応が必要かなどについての検討が急務であろう。

ただし、Public CbCR のように質の高いセグメント情報の開示はグローバル事業の透明性を高め、同事業に対する株主・投資家および社内のモニタリング能力を引き上げ、同事業を強化したり、事業ポートフォリオの再編に資するという長所がある。グローバル事業の業績が不透明な現状では、社内においても同事業に対する管理・統制が十分に行き届いていない懸念がある（角田・中野 [2023b]）。したがって、日本企業においては、Public CbCR の強制開示を積極的に捉え、グローバル事業の開示の充実化と同事業の精査を進めるべきではないだろうか。Public CbCR の強制開示は、むしろその好機と捉えるべきだろう。

## 注

- (1) わが国のコーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所 [2021]）およびスチュワードシップ・コード（スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）[2020]）で

は、サステナビリティは「ESG 要素を含む中長期的な持続可能性」とされている。

なお、IFRS S1 号「サステナビリティ開示に関する全般的な要求事項」では、サステナビリティ関連財務開示とは「報告企業の持続可能性に関連するリスクと機会に関する情報のうち、短期、中期または長期にそのキャッシュフロー、資金調達および資本コストに影響すると合理的に期待される情報を提供する、一般目的の財務報告書の特定形式」と定義されている（ISSB [2023], Appendix A Defined terms）。

- (2) なお IFRS S1 号は、その目的達成のために企業を支援する、または IFRS サステナビリティ開示基準と矛盾しない限り、GRI 基準および欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards）を参照し、その適用可能性を考慮することを認めている（ISSB [2023], paras. 58(c), C2）。
- (3) サステナビリティ開示におけるマテリアリティについては、「環境・社会」が「企業」に与える影響を報告するシングル・マテリアリティと、「企業」が「環境・社会」に与える影響も報告対象とするダブル・マテリアリティの考え方があがるが、GRI および FTSE Russel は後者をベースにし、地域的には欧州寄りでマルチステークホルダーの考えに立脚している（浜辺 [2023], pp. 44-46）。
- (4) 大鹿（2023）は、「企業の租税回避行動とサステナビリティ」と題する章を、「S（社会）に関する非財務情報」のセクションに含めている。
- (5) 須藤（2021）は、これらの投資手法のうち⑦インパクト投資およびコミュニティ投資以外を『ESG 投資』という言葉で表現していることが多い（須藤 [2021], p. 30）と指摘している。なお、本田・伊藤 [2023] は、ESG 投資を次のように定義している。  
「これまで企業価値に十分織り込まれてこなかった環境 E・社会 S・ガバナンス G 等の非財務ファクターの重要性の増大に鑑み、投資家が、長期的視点をもって、ESG 等の非財務ファクターを（法改正の予想・新規事業機会等を含め）投資判断に織り込み、リスクをマネージしつつリターン向上をめざす投資。加えて株主としてのエンゲージメントを通じ企業の経営判断に影響を与えることで、企業価値を向上させることもめざす。」（本田・伊藤 [2023], p. 23）
- (6) これら以外の手法については、③国際基準に基づくスクリーニング（同 4.14 兆ドル）、⑥テーマ別投資（同 1.95 兆ドル）、⑤ポジティブ・スクリーニング（同 1.39 兆ドル）、⑦インパクト投資およびコミュニティ投資（同 0.35 兆ドル）の順に投資額が大きい。

- (7) この点について、詳しくは、GSIA [2020, pp. 10-12] および須藤 [2021, pp. 26-30] を参照のこと。
- (8) この点について、詳しくは、大堀 [2021] を参照のこと。
- (9) III および IV の記述は、主に中野 [2023]、中野・角田 [2023] および角田・中野 [2023b] によっている。
- (10) 日本においては、2016 年 4 月 1 日以後開始の事業年度より、直前会計年度の連結総収入金額 1,000 億円以上の多国籍企業グループ（特定多国籍企業グループ）の構成会社等である内国法人および恒久的施設を有する外国法人は、CbCR（国別報告事項）を国税電子申告・納税システム（e-Tax）により国税当局に提出する義務を負っている（国税庁 [2016]）。
- (11) 2023 年 4 月 1 日現在、CbCR の自動的情報交換を日本と実施している国・地域は 88 ヶ国・地域に及ぶ。（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/pdf/001.pdf>）
- (12) EU 会計指令に基づく CbCR の一般開示に至る経緯および規定について、詳しくは、角田 [2021]、EY 税理士法人 [2022]、中野・角田 [2023] および角田・中野 [2023a] を参照のこと。
- (13) セグメント情報の制度化の経緯について、併せて大日方 [2023] および角田・中野 [2023b] を参照のこと。
- (14) この点について、詳しくは、角田 [1993] を参照のこと。
- (15) 2000 年～2020 年に東京証券取引所（旧大阪証券取引所を含む）または名古屋証券取引所第 1 部・第 2 部に上場する金融業以外で一定の要件を満たす 31,382 社×年をサンプルとしている。なお、具体的なサンプル選択の方法およびデータについて、詳しくは、中野 [2023] を参照のこと。
- (16) 現在、海外の外部顧客へ売上高が 10%以上に達している場合には開示しなければならない（企業会計基準委員会 [2010], 第 17 項）。
- (17) 同じく所在地別セグメント情報の任意化の影響として浅野 [2018] は、所在地別セグメント情報（所在地別損益）開示中止企業は同継続企業に比べて同情報開示の任意化後、納税額が有意に減少していることと整合的な証拠を見出している。
- (18) セグメント情報をめぐる開示コストについて、詳しくは、中野 [2019] を参照のこと。

## 参考文献

新井清光 [1988] 『セグメント情報の開示に関する

- 意見書』の概要』『企業会計』第 40 巻第 8 号, 14-20 頁。
- 浅野敬志 [2018] 『会計情報と資本市場』中央経済社。
- Berger, P. G., and R. N. Hann [2007], “Segment Profitability and the Proprietary and Agency Costs of Disclosure,” *The Accounting Review*, Vol. 82 No. 4, pp. 869-906.
- De Simone, L., and M. Olbert [2022], “Real Effects of Private Country-by-Country Disclosure,” *The Accounting Review*, Vol. 97 No. 6, pp. 201-232.
- EY 税理士法人 [2022] 「国別報告書 (CbCR) の開示に関する EU 指令が 2021 年 12 月 21 日に発効へ～EU に子会社を保有する日本企業グループも CbCR の開示対象に～」『Japan tax alert』1 月 5 日。([https://www.ey.com/ja\\_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-01-05](https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-01-05))
- Global Sustainable Investment Alliance [GSIA] [2020], *Global Sustainable Investment Review 2020*. (<https://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2021/08/GSIR-20201.pdf>)
- 浜辺真紀子 [2023] 『「株主との対話」ガイドブック— ターゲティングから ESG, 海外投資家対応まで』中央経済社。
- Harris, M. S. [1998], “The Association between Competition and Managers’ Business Segment Reporting Decisions,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 36 No. 1, pp. 111-128.
- Hayes, R. M., and R. Lundholm [1996], “Segment Reporting to the Capital Market in the Presence of a Competitor,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 34 No. 2, pp. 261-279.
- 本田桂子・伊藤隆敏 [2023] 『ESG 投資の成り立ち, 実践と未来』日本経済新聞出版。
- International Sustainability Standards Board [ISSB] [2023], IFRS S1, *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*.
- Joshi, P. [2020], “Does Private Country-by-Country Reporting Deter Tax Avoidance and Income Shifting? Evidence from BEPS Action Item 13,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 58 No. 2, pp. 333-381.
- 企業会計基準委員会 [2010], 企業会計基準適用指針第 20 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」。
- 国税庁 [2016] 「移転価格税制に係る文書制度に関する改正のあらまし」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h28iten-kakaku.pdf>)
- 中野貴之 [2019] 「わが国におけるセグメント開示の役割と課題—『投資家と企業の建設的な対話』の観点から—」『会計』第 195 巻第 6 号, 592-605 頁。
- [2023] 「EU 会計指令に基づく国別報告書 (CbCR) の一般開示の意義と課題— 日本企業への影響 —」『会計』第 204 巻第 2 号, 40-54 頁。
- 中野貴之・角田伸広 [2023] 「所在地別損益の強制開示が与える影響— EU 指令が迫る日本企業のディスクロージャー課題 —」『企業会計』第 75 巻第 5 号, 103-108 頁。
- 大日方隆 [2023] 『日本の会計基準—II 激動の時代』中央経済社。
- 大堀秀樹 [2021] 「サステナビリティの観点からの税務ガバナンス・税情報の開示」『情報センサー』第 166 号, 24-25 頁。
- 大鹿智基 [2023] 『非財務情報の意思決定有用性— 情報利用者による企業価値とサステナビリティの評価』中央経済社。
- Organisation for Economic Co-operation and Development [OECD] [2015], OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting, Action 13 - 2015 Final Report*, OECD Publishing. (<https://doi.org/10.1787/23132612>)
- スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会 (令和元年度) [2020] 『責任ある機関投資家の諸原則 <日本版スチュワードシップ・コード> ~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~」(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20200324/01.pdf>)
- 須藤奈応 [2021] 『インパクト投資入門』日本経済新聞出版。
- 東京証券取引所 [2021] 「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html>)
- 角田伸広 [1993] 「開示省令等の改正に基づくディスクロージャー充実の概要について」『企業会計』第 45 巻第 6 号, 789-796 頁。
- [2021] 「重要性増す所在地別セグメント損益の開示」『企業会計』第 73 巻第 2 号, 148-152 頁。
- 角田伸広・中野貴之 [2023a] 「[対談] EU 指令による CbCR の強制開示とそのインパクト～日本企業 900 社の国別損益が全世界に公開へ～」『週刊経営財務』第 3607 号, 10-22 頁。
- [2023b] 「[対談] 日本のセグメント情報の会計制度の変遷からみた EU における CbCR 強制開示の意義」『企業会計』第 75 巻第 9 号, 97-109 頁。

【URL 参照日：2024 年 1 月 20 日】

(付記) 本論文は、国際会計研究学会第 40 回研究大会 (2023 年 10 月 28 日～29 日、

近畿大学東大阪キャンパス)の統一論題報告の内容を論文としてまとめたものである。座長の梶原晃先生(久留米大学),発表者の阪智香先生(関西学院大学),水口剛先生(高崎経済大学),島永和幸先生(神戸学院大学),および,コメントータの浅野敬志先生(慶應義塾大学),音川和久先生(神戸大学)との議論はとても有益であった。また,大会準

備委員長の浦崎直浩先生(近畿大学)および同準備委員の和田博志先生(近畿大学)には複数回に及ぶ検討会を開催いただき,企画段階から様々な面でご支援とご配慮を賜った。ここに心より感謝と御礼を申し上げる次第である。なお本研究は, JSPS 科研費 20K02052 による成果の一部である。